

## 令和7年度寒河江市遊休農地有効活用事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の集積・集約の妨げとなる遊休農地を解消し、農業後継者の確保及び育成を促進するとともに、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効活用を図るため、遊休農地の再生利用に取り組む農業者に対し、予算の範囲内において遊休農地有効活用交付金（本市行政区域内に存する遊休農地の再生に意欲のある市内外の農業者が行う当該農地の再生作業を支援するため交付する交付金をいう。以下「補助金等」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の要件及び額)

第2条 補助金等の補助要件及び補助金等の額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象農地)

第3条 補助金等の交付の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、別表第1に定める農地とする。

(遊休農地の判定)

第4条 遊休農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に定める利用状況調査（農地パトロール）の結果により1号遊休農地と判定された農地とし、農地台帳（以下「台帳」という。）により判断する。

2 台帳に遊休農地であることの記録がない農地であっても、農地が所在する地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局担当職員の立会いによる農地法第30条第2項に基づく現地調査（臨時パトロール）により1号遊休農地に該当すると判断された農地は、遊休農地とすることができる。

(補助対象事業者)

第5条 補助金等の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市行政区域内にある遊休農地の再生作業の実施を希望する市内外に住む

農業者であって次に定める要件の全てに該当するもの

ア 個人の農業者（法人その他農業者の団体等を除く。以下同じ。）である  
こと。

イ 第7条に規定する交付申請時点において、対象とされる遊休農地の所有  
権の移転又は賃借権の設定等について農地法その他の法令に定める許可を  
取得している者であること。

ウ 対象農地の再生作業に関して現に交付を受け、又は申請することによっ  
て交付を受けることになる他の補助金等若しくは交付金事業の実施主体に  
該当しないこと。

(補助対象経費)

第6条 事業の補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。）は、別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める経費を補助対象経費に算  
入することができる。

(補助金等交付申請書)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定

める日とし、提出及び添付すべき書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 補助金等の申請に当たっては、次に定める遊休農地を対象として、申請する  
ものとする。

(1) 1筆又は連坦する遊休農地

(2) 同一地域内にあり、位置が異なる近傍の遊休農地であって、同じ農道、水路等に接続し、その再生及び再生後の耕作に支障がないものと認められる農地

3 前項第2号に定める農地について、次の各号に定める条件のいずれも満たす場合は、一括して申請することができる。

(1) 同一の申請人による再生事業であること。

(2) 申請のあった年度内に全ての遊休農地の再生を完了することが確実にされること。

(3) 事業地ごとに事業に要する費用が明確であること。

(4) その他必要と認められる事項

(交付金の交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金等の申請額の変更を伴わない補助対象事業費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の変更又は中止について市長の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、変更等承認決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

(交付決定前着工)

第9条 補助対象事業者は、交付決定の前に当該事業に着工してはならない。ただし、本事業の円滑な実施を図るため、緊急かつ止むを得ない事由により、着工する場合にあっては、申請者は、事前に交付決定前着工届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出期限は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から、1か月以内とし、添付すべき書類は別表第4に定めるとおりとする。

（補助対象農地の耕作状況確認）

第11条 市長は、本事業を実施した農地については、別表第1の交付要件に定める期間内において、毎年度耕作状況の確認を行うものとし、不耕作又は保全管理不十分と認められる場合は、耕作又は保全管理を行うよう指導するとともに、耕作又は保全管理されていない理由、営農再開の見通し及びその他の対応について事業者に報告を求めるものとする。

（補助金等の返還）

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) 交付決定後に別表第1に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 農地の第三者への所有権の移転又は賃貸借等の解約により耕作又は保全管理年数が別表第1に定める期間に満たないとき。
- (3) 前条の規定による指導があつたにもかかわらず、営農再開又は保全管理を見込むことができないと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の返還を要しないこととする。

- (1) 災害等の不可抗力により耕作又は保全管理を継続できなくなったとき。
- (2) 耕作者の死亡又は破産により耕作又は保全管理の継続が困難となったとき。

(3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により収用され、又は使用されることとなったとき。

(4) 市長が返還を要しないと認めたとき。

（帳簿等の保管）

第13条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1

対象農地及び対象作業等	補助要件	補助金額
<p>①対象農地 (ア)本市行政区域内にある農地法第32条に定める1号遊休農地(緑・黄色区分)であること (イ)農地法第30条第1項に定める農用地利用状況調査又は同条第2項に定める臨時的農地パトロールにより決定されたものであること</p> <p>②対象作業 機械リース、委託、オペレーター等雇入れによって施工される伐採・抜根・整地一式、土壌改良、農業用施設・栽培用ビニール等廃棄物処分、伐採枝・抜根等廃棄物処分、土壌改良、草刈、深耕等のうち必要とされる単独又は複数の作業を行う再生作業</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと (ア)補助対象事業費の上限は、1申請につき70万円とし、70万円を超える部分は自己負担とすること (イ)事業完了後5年以上耕作又は保全管理を行うこと (ウ)新規就農者の研修を目的とする農地の再生の場合、研修のため利用する期間を含めて借り手が引き続き5年間耕作又は保全管理すること。</p>	<p>基本：補助対象事業費の100分の50(千円未満切り捨て) 例外：次に掲げるいずれかに該当する場合は100分の55(千円未満切り捨て) (ア)認定新規就農者、新規就農者 (イ)市内外に住む個人の農業者(申請遊休農地について法令に基づき権利の設定若しくは移転の許可を取得したものであって、認定新規就農者及び新規就農者を除く)であり、かつ遊休農地の解消面積が2,000㎡を上回る場合 (ウ)申請面積の過半を従前に樹園地であった遊休農地(黄色区分)が占め、かつ10a当たり相当の本数の老木が残置している場合</p>

別表第2

作業区分	補助金等対象経費
再生作業	土壌改良材の購入、機械リース、再生に係る個人又は法人に対する作業委託料、第三者(配偶者、2親等内親族、同一世帯の者であって、申請人の営む農業において申請人と専従関係にある者を除く。法人の経営主を兼ねる場合、役員等のほか法人の農業に関する事業に従事し、雇用関係にあるものを除く。)に対する労務費、伐採枝・抜根等廃棄物処分費、農業用施設・栽培用ビニール等廃棄物処分費

別表第3(交付申請関係)

必要書類	その他添付資料
①補助金等交付申請書(規則様式第1号)	(ア)事業実施位置図
②再生作業実施計画書(様式第4号)	(イ)現況写真
③収支予算書(様式第5号)	(ウ)写真撮影位置図 (エ)誓約書

別表第4(実績報告関係)

必要書類	その他添付資料
①補助事業等実績報告書(規則様式第3号)	(ア)作業写真整理帳(添付様式第1号)
②再生作業実績報告書(様式第4号)	(イ)作業参加者名簿(添付様式第2号)
③収支精算書(様式第5号)	(ウ)領収書